

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書

日本は戦後、平和憲法第9条のもとで、戦争をしないと固く誓い再出発した。

これまで歴代政府は、戦力不保持を謳う第9条のもとで、日本が攻撃されていないのに海外で武力行使することは、憲法上許されないとしてきた。

だからこそ政府は、アフガニスタン戦争（2001年）、イラク戦争（2003年）に自衛隊を派遣するための特別措置法では武力行使はしない、戦闘地域には行かないとして支援に参加してきた。

しかし、安倍首相は、去る2月20日の衆議院予算委員会で、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に、与党と議論して政府として責任をもって閣議決定し、その上で国会で論議いただきたいと述べ、国会審議を経ず内閣の一存で強行する考えをより明確に示した。

こうした姿勢が、憲法第9条改定の是非を超えて、近代の立憲主義を根底からこわす暴挙として、与党内からはもちろん広範な人々の批判を広げており、立法府軽視は許されない。

よって、政府においては、日本の「自衛」とは無関係で、なおかつ海外で戦争する国となる集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しを行わないよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年3月24日

広島県庄原市議会